

各級アマチュア無線技士 特例方式の氏名訂正手続のご案内

対象となる方

交付年月日(※免許の年月日ではありません。)が平成22年3月31日以前の方。
(プラスチックカードタイプ以外のラミネートタイプ、二つ折りタイプの免許証をお持ちの方)

申請に必要な書類

- 無線従事者訂正申請書
- 写真(縦30mm×横24mm)
- 氏名の変更の事実を証する書類
- 免許証
- 返信先(住所、氏名等)を記載し、切手をちよう付した返信用封筒
(免許証の郵送を希望する場合のみ)
※手数料はかかりません。

氏名の変更の事実を証する書類の例

- ・ 戸籍抄本
- ・ その他、公の機関が発行した証明書
(いずれもコピー不可)

※書類には、旧氏名と新氏名の両方が記載されている必要があります。

申請書に、住民票コード、無線従事者免許証等の番号を記載しても、書類の提出を省略することはできません。

書類の提出先

- ・免許証の交付を受けた総合通信局等
- ・住所地を管轄する総合通信局等

総合通信局等の所在地

北海道総合通信局	〒060-8795	北海道札幌市北区北8条西2-1-1	札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (内線4615)
東北総合通信局	〒980-8795	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	仙台第2合同庁舎	022-221-0666
関東総合通信局	〒102-8795	東京都千代田区九段南1-2-1	九段第3合同庁舎	03-6238-1749
信越総合通信局	〒380-8795	長野県長野市旭町1108	長野第1合同庁舎	026-234-9967
北陸総合通信局	〒920-8795	石川県金沢市広坂2-2-60	金沢広坂合同庁舎	076-233-4461
東海総合通信局	〒461-8795	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1	名古屋合同庁舎第3号館	052-971-9186
近畿総合通信局	〒540-8795	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	大阪合同庁舎第1号館	06-6942-8550
中国総合通信局	〒730-8795	広島県広島市中区東白島町19-36		082-222-3353
四国総合通信局	〒790-8795	愛媛県松山市味酒町2-14-4		089-936-5013
九州総合通信局	〒860-8795	熊本県熊本市西区春日2-10-1		096-326-7846
沖縄総合通信事務所	〒900-8795	沖縄県那覇市旭町1-9	カフーナ旭橋B街区 5F	098-865-2315

ヘボン式ローマ字一覧表

あなたのローマ字による氏名表記がこの表のとおりであれば、
申請書のローマ字氏名欄には何も書く必要はありません。

50音	あ	A	か	KA	さ	SA	た	TA	な	NA	は	HA	ま	MA	や	YA	ら	RA	わ	WA
	い	I	き	KI	し	SHI	ち	CHI	に	NI	ひ	HI	み	MI			り	RI	ゐ	I
	う	U	く	KU	す	SU	つ	TSU	ぬ	NU	ふ	FU	む	MU	ゆ	YU	る	RU		
	え	E	け	KE	せ	SE	て	TE	ね	NE	へ	HE	め	ME			れ	RE	ゑ	E
お	O	こ	KO	そ	SO	と	TO	の	NO	ほ	HO	も	MO	よ	YO	ろ	RO	を	O	
濁音 半濁音	が	GA	ざ	ZA	だ	DA	ば	BA	ぱ	PA										
	ぎ	GI	じ	JI	ぢ	JI	び	BI	ぴ	PI										
	ぐ	GU	ず	ZU	づ	ZU	ぶ	BU	ぷ	PU										
	げ	GE	ぜ	ZE	で	DE	べ	BE	ぺ	PE										
	ご	GO	ぞ	ZO	ど	DO	ぼ	BO	ぽ	PO										
拗音	ぎゃ	GYA	じゃ	JA	ちゃ	CHA	にゃ	NYA	びゃ	BYA	びゃ	PYA	みゃ	MYA	りゃ	RYA				
	ぎゅ	GYU	じゅ	JU	ちゅ	CHU	にゅ	NYU	びゅ	BYU	びゅ	PYU	みゅ	MYU	りゅ	RYU				
	ぎょ	GYO	じょ	JO	ちょ	CHO	にょ	NYO	びょ	BYO	びょ	PYO	みょ	MYO	りょ	RYO				
	きゃ	KYA	しゃ	SHA	ひゃ	HYA														
	きゅ	KYU	しゅ	SHU	ひゅ	HYU														
	きょ	KYO	しよ	SHO	ひよ	HYO														

ヘボン式ローマ字表記の注意事項

撥音:「ん」は「N」で表記する。
(ただし、B・M・Pの前では、Nの代わりにMで表記。)

なんば → NAMBA ほんま → HOMMA

促音:「っ」は子音を重ねて表記する。
(ただし、CHのまえではTを置く。)

はっとり → HATTORI いっせい → ISSEI
はっちょう → HATCHO

長音:「O」や「U」は記入しない
おおの → ONO じろう → JIRO
ゆうこ → YUKO

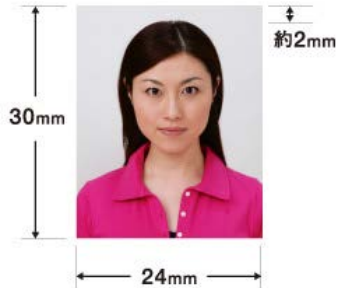
※ この表以外の表記方法(非ヘボン式)による
氏名表記を希望する場合のみ、申請書所定欄
に記入してください。

免許証用の写真について

無線従事者の氏名訂正の申請に使用する写真は、無線従事者規則により下記の大きさとなっています。
また、写真はそのまま免許証に転写されますので、以下の「適当な写真例」、「不適当な写真例」を参考に写真を提出してください。

○ 適当な写真例

× 不適当な写真例 (不適当な写真であった場合は、再度提出をお願いする場合があります。)



上三分身より大きいもの



上三分身より小さいもの



目線が正面でないもの



顔が横向きのもの



顔が左右に寄っているもの



顔が左右に傾いているもの



背景の色が濃く人物を特定できないもの



顔に影があるもの



背景があるもの



人物が写り込んでいるもの



影があるもの



著しく変色しているもの



平常の顔貌と著しく異なるもの



幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの



照明が眼鏡に反射したものの



サングラスをかけているもの



前髪が目元にかかっているもの



上部余白がないもの

- ・上三分身のもの
- ・申請者本人のみが撮影されたもの
- ・6ヶ月以内に撮影されたもの
- ・縁なしで各寸法を満たしたもの
- ・無帽で正面を向いたもの
- ・背景、影がないもの

